

平成 28 年 12 月 5 日公開の「もと淀川区役所・もと城東区役所・もと城東区民ホール産業廃棄物収集運搬処分業務委託」の案件について、仕様書の記載内容の一部に誤りがありましたので、次のとおり修正しました。ご確認ください。

●「もと淀川区役所・もと城東区役所・もと城東区民ホール産業廃棄物収集運搬処分業務委託」

仕様書末尾の「産業廃棄物収集・運搬及び処分業務に関する特記仕様書」

修正箇所	誤	正
第 2 条（適正処理に必要な情報の提供）第 4 項	4 発注者は、委託する産業廃棄物の産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の記載事項を正確に漏れなく記載することとし、虚偽または記載漏れがある場合は、 <u>受託者</u> は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取ることとする。	4 発注者は、委託する産業廃棄物の産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の記載事項を正確に漏れなく記載することとし、虚偽または記載漏れがある場合は、 <u>受注者</u> は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取ることとする。
第 4 条（委託業務終了報告）	第 4 条 受注者は、最終処分が終了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。この場合において、業務完了報告は、マニフェスト <u>D</u> 票及び別で定める「業務完了報告書」により報告するものとする。	第 4 条 受注者は、最終処分が終了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。この場合において、業務完了報告は、マニフェスト <u>E</u> 票及び別で定める「業務完了報告書」により報告するものとする。